

井川町産木材の利用促進に関する基本方針

第1 趣旨

1. この基本方針は、公共建築物等における木材利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第9条第1項の規定に基づき、秋田県が定めた県産材利用推進方針（平成13年3月12日 県産材利用推進会議決定、平成23年5月30日 改正）に即して、本町におけるこれまで保育管理してきた良質な木材を、公共建築物等における木材の利用の促進の意義、公共建築物等における地元産木材利用の目標、地元産木材の利用を推進すべき公共建築物等、地元産木材の利用促進に向けた取り組み、その他地元産木材の利用を推進する上で必要な事項を定める。
2. 井川町が、公共建築物等において率先して木材を利用し、森林の保全と木材利用の両立を推進することにより、林業・木材産業の振興や森林整備の促進に資する。

（1）木材利用そのものの効果

公共建築物は、広く町民一般の利用に供されるものであり、県や町による率先した木材利用、あるいは取り組み状況や効果等の積極的な情報発信により、町民に対して木とふれあい木の良さを実感する機会、木材の特性、木材利用がもたらす効果を幅広く提供することができる。

また、公共建築物等において木材利用を進めることで、木材の需要を創出する直接的な効果はもとより、住宅等の一般建築物における木材の利用の促進、さらには建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料としての木材利用の拡大といった波及効果も期待できる。

（2）森林の整備、地域経済・雇用の面での効果

木材の需要を拡大することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や山村をはじめとする地域の活性化と雇用の創出を図ることができる。

第2 井川町産木材利用推進方針

（1）地元産材の利用を推進すべき公共建築物

① 町が整備する公共建築物

広く町民一般の利用に供される学校、児童館、公民館分館、町営住宅等のほか木造建築が可能な施設については木造化を検討する。

② 民間業者が整備する①に準ずる公共性の高い建築物

当該建築物を活用して実施される事業が、広く町民に利用され、町民の文化・福祉の向上に資するなど公共性の高さが認められる建築物を含むものとする。

(2) 公共建築物の木造化及び内装木質化の推進

公共建築物の整備においては、法令等で耐火建築物とすること又は主要構造物を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、積極的に木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、すべての公共建築物において内装等の木質化を推進する。

ただし、災害応急活動に必要な施設など、当該建築物等に求められる機能等の観点から木造化になじまない又は木造化を図ることが困難と判断されるものについては、木造化推進対象としないものとする。

(3) 公共土木事業における間伐材利用の推進

公共土木事業においては、自然環境や生態系に配慮した工法の採用が強く求められてきていることから、法面保護や護岸、水路など公共土木施設等への小径木等スギ間伐材の利用を積極的に推進するものとする。

ただし、当該工事に求められる機能等の観点から間伐材利用が困難と判断されるものは推進の対象としないものとする。

(4) 住宅への地元産材利用の推進

町内の設計、建築、林業関係者等は、連携して住宅への地元産材利用を推進するものとする。

第3 推進の取組

(1) 井川町は公共建築物等における木材の利用に努めるとともに、必要に応じ設計、建築、林業関係者等から協力を得ながら地元産材の利用の促進に関する効果的な推進を図る。

- ①木材利用の促進の方針の策定
- ②木材生産拡大の推進
- ③木材需要拡大の推進
- ④木材住宅建築の推進
- ⑤その他林業振興に関すること

(附 則)

この井川町産木材の利用促進に関する基本方針は、平成24年 3月22日から施行する。